全国浴場新聞

発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田1－10－2
TEL03(5687)2635
購読料　1部　60円

全浴連、理事会開く

要望事項など意見を交換

デイサービス事業に理解求む

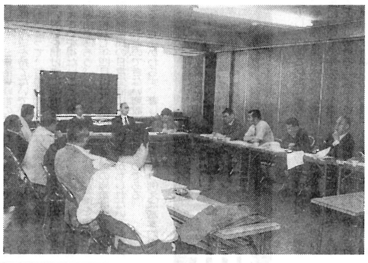

全浴連（水島正一理事長）は、八月六日、全浴連会議室で理事会を開き、平成四年度の要望事項などについて協議意見を交わした。

水島理事長は「事業を敏速に遂行したい」とし、議長となって議事の審議に入った。

まず平成四年度の予算要求について水島理事長は「環衛公庫の貸付条件の改善をはじめ広報事業の補助について要望したい。とりわけ重点事項として運動を展開している税制改定については、厚生省が実施するゴールドプランに積極的に協力し、業界の活性化に結びつけたい。このため確保法の趣旨に沿って改正方を強力に要請したい。相続税は事業承継の円滑化を期すため中小企業承継を六〇〇平方米（平均値）に拡大すること。またデイサービス事業を行う浴場に相続税の納税猶予制度の創設。さらに固定資産税は現行五分の二課税額を四分の一課税額に軽減。デイサービス事業を行う浴場について五分の一課税額に軽減などを主張していきたい」と説明を行った。

つづいて平成二年度の生命共済配当金について柴田事務局長から一口六千円とし「この事業の維持には加入者数五〇〇〇人が必要であり、組合員全員の加入（九、七〇〇人）達成にキャンペーン（別掲）を実施、同時に内容も加入促進に魅力あるものとするため検討委員会で検討を行っていきたい」と説明があり、各県においても加入促進キャンペーンの展開に協力を求めた。

平成三年度の事業計画の推進については「福祉入浴デイサービス事業検討委員会の第一回会合が七月三十日に開かれ、フリートーキングの形で意見をいただいた。アンケートの内容の充実と合わせて老人のコミュニテーの場として浴場施設が活用できれば幸いであるなど、委員の意見をふまえてアンケートの作成中であり、浴場が一般利用者のイメージダウンにつながらぬよう今後の討議を進めていきたい」と水島理事長が委員会の経緯について説明。またビジョンの策定については「これまでの活性化促進委員会を改め、ビジョン策定委員会として策定の促進をはかっていきたい」と述べ、これらの議事について活発に意見が交わされ、いずれも承認された。

なお、要望事項（案）の内容は次のとおりである。

予算要求に関する陳情

国民の保健衛生の維持向上のため、日常生活に欠くことのできない公衆浴場の確保のため、昭和五十七年四月一日施行された「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」および平成二年八月二十七日に厚生大臣より公示された浴場業振興指針の趣旨にそって、厚生省は平成四年度概算要求に際し、公衆浴場の特別対策として、左記事項について、要求されるよう格別のご配慮を賜わりたく陳情申し上げます。

一、環境衛生金融公庫の貸付条件の改善について

一、公衆浴場確保対策に係る貸付

〇貸付期間の延長

貸付期間を、現行の二十七年以内を三十年以内に延長してください。

〇貸付限度額の引き上げ

貸付限度額を、現行の一億五千万円以内から二億円以内に引き上げてください。

但し、二施設以上の場合は、現行の二億五千万円以内を四億円以内に引き上げてください。

二、当連合会の実施する広報事業補助について

浴場業振興指針に基づき、より一層の需要の拡大を図るため、当連合会が行うパブリシティ活動及びシンボルマーク等の普及啓蒙活動について、その予算措置を講じてください。

税制改正に関する陳情

公衆浴場は、国民の保健衛生の維持向上のため、日常生活に欠くことのできない施設であり、入浴料金も、いまなお物価統制令で規制されております。

公衆浴場業の現状は、近年の土地価格の異常な高騰等により、転廃業せざるを得ない状況に置かれておりますが、厚生省のゴールドプランに積極的に協力し、社会福祉の面でも貢献していきたいと思考いたします。

よって、左記の事項について、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨にそって、平成四年度において改正されるよう、別格のご配慮を賜りたく陳情いたします。

記

（国税関係）

公衆浴場に係る相続税等について

公衆浴場は、一般に都市部に立地し、比較的大きな土地を有していることから、相続税の負担が過重なものとなっております。したがって、事業承継の円滑を図るため、相続税の特例措置を設けてください。

一、一般公衆浴場に係る相続税の小規模事業用宅地等の課税の対象面積を平均的な公衆の浴場の面積（約六〇〇㎡）に拡大して下さい。

二、デイサービス事業等を行う公衆浴場について、相続税等の納税猶予制度を創設してください。

（地方税関係）

公衆浴場に係る固定資産税等の課税額の特例措置の改善について

公衆浴場は、一般に市街地に比較的大きな土地・健物を有していることから、固定資産税等の負担がかさんでおりますので、課税額の特例措置を設けてください。

一、一般公衆浴場に係る固定資産税等について、現行の五分の二の課税額を、四分の一の課税額にしてください。

二、デイサービス事業等を行う公衆浴場に係る固定資産税等について、現行の五分の二課税額を、五分の一課税額にしてください。

東日本地区役職員研修会

環衛指導センター事業の一環として行われる東日本地区役職員研修会は、九月二十五日、伊豆山温泉「ホテル水葉亭」で、池田昭義氏（都立大講師、公認会計士）を講師に招いて行われる。

テーマは〝浴場の入浴料金〟について、総括原価方式の採用経緯をふまえ、今後の問題点と浴場の対応など、講演が行われる。

生命共済加入促進キャンペーン

全浴連　各県に協力を要請

全浴連は、生命共済の拡充促進をはかるため、全国的にキャンペーンを展開することとし、各県に対しても理解と協力を要請している。

生命共済の平成二年度の運営実績をみると、加入者数は五、〇三三人、総契約高六六億二、〇〇〇万円で、前年度に比らべて加入者数で六・〇%、契約高で六・一%の減少をみている。加入者の老齢化もあり、この生命共済事業を維持していくには加入者五、〇〇〇人の確保が前提とされているが、このままでは運営もきびしい状況に直面することにもなる。生命・火災の共済事業は、全浴連事業の重大な柱の一つでもあり、加入促進にキャンペーンを展開し、拡充計画を期そうというもの。

この計画実施要領については八月六日の理事会において説明があり、了承されたが、加入促進対策としては、平成三年度の生命共済加入促進目標として「組合員全員加入」とし都道府県組合単位に加入促進キャンペーンを実施するものとされている。期間は平成三年八月一日～平成五年二月一日とし、加入目標として組合員全員加入九、七〇〇人の加入を達成したいとしている。

募集方法は、①全浴連・都道府県組合の組織機構、役員の協力を得て、組合単位の加入促進計画を作成しキャンペーンを実施する②組合の理事会などの会合に全浴連役員、全共済担当者を説明に派遣し生命共済の趣旨およびキャンペーンの徹底をはかるものとする③都道府県組合の加入促進キャンペーン（約一週間）について全共済担当者がスケジュールにしたがって組合員を巡回、募集に当ることとし、これらの点について理事会で説明、キャンペーンの際、役員の同行、新規加入に対しての加入奨励金の支給などの要領を合わせて説明し、各県においての理解、協力を求め同時に内容についても魅力あるものとするため検討委員会を設けて充実化を期していきたいとしている。

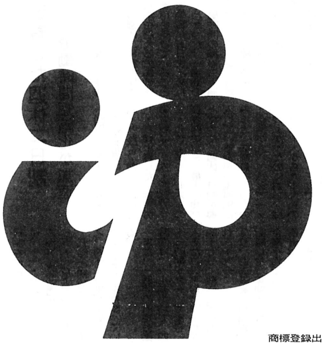

商標登録出願中

公衆浴場 シンボルマーク

〝親子のコミュニケーションと、人と人とのふれ合い〟を表現、デザイン化しました。

公衆浴場の歴史、伝統をふまえて新しい「ゆ」をイメージし利用者に親しまれ、二十一世紀に向かって業界の活性化につなげよう―そんな願いを込めてつくられたマークです。

なお、使用にあたってはマークの角度など注意していただく点がありますので正しく使用していただくようお願いします。

環衛業の明日への課題

経済サービス化への適合

今日の環衛業が陥っている状況は、現代の価格構造への適合ができていないところにある。伝統的業種が多く、製品の完成度が高いために内容に変化が少ない。消費者感覚には製品の内容が固定的に焼き付いており、それとのバランスである価格が意識され、これも消費者の感覚にこびりついてしまっている。だから、一般的な価格水準の上昇についてはある程度価格上昇を納得してもらえるが、人件費の上昇などで原価の構造が変化して、一般的価格水準以上に値上げの必要が生じても、その方には消費者の理解は得られないのである。繰り返すが、それは提供する商品やサービスの内容が硬直的で変化に乏しいからである。

費用計算には詳しい事業主が読者には多いと思われるので、多少具体的に説明してみよう。現在の製品の価格を仮に500円としよう。この価格の設定された年に比べて、一般的価格水準は5%上昇しているとする。この事業が今、製品の価格を525円と改定することについて、消費者の抵抗はそれほどないであろう。それは、最近の物価水準にその事業の製品の価格を合わせる事後修正行為だからである。ところがこの間に原価費目の一つ、たとえば人件費が異常に高騰して30%増加したとしよう。その結果現在の価格500円のうち人件費相当分が150円であったとすると、現在でそれが195円になっていることを意味する。この事業としては現在の価格500円を、525円ではなくて、人件費の割高分をも見込んだ、たとえば550円ないし555円ぐらいにしたいところである。ところが消費者は、一般価格水準のアップ率5%に見合ったぐらいの値上げ、すなわち525円ぐらいまでの値上げであればすんなり受け容れるが、それ以上の値上げについては需要減少というような形で抵抗してくる。

このような背景が一般に、環衛業における製品の値上げを困難にしているのであるが、環衛業界はそうした消費者サイドの心理についてあまり研究していないように思える。そのような消費者心理を十分理解していれば、これまですでに、製品のあり方についての固定的な感覚を放棄していたはずである。

環衛業の今後の課題が、健全な営業を可能にするような価格水準を実現することであることはいうまでもない。しかし、価格というものは需要者が受け容れてくれなければ実現しない。現在の環衛業の体質は、自分を変えずに価格だけを上げようとするものであるから、当然のことながら、その価格政策は消費者には受け容れにくい。もちろんそれと並行して、価格を上げにくくする厳しい競争関係が存在するのだが、これまで環衛業界はその方ばかり強調して、筆者がここで分析しているような側面には目を向けてこなかった。

筆者の分析が正鵠を得たものであることは、一部の営業に商品やサービスの内容を向上させることで、難なく必要な価格アップを実現し、高価格・高品質経営を実現しているところがあることからも明らかである。そこで環衛事業者の当面の課題は、営業に対する固定観念を改め、硬直性を捨て、自由な感覚と開かれた政策で事業経営に臨むことである。

もっともこれは、言うは易くして行うは難いことである。それができないものはどうしてくれると聞かれても、肩をすくめることしかできないというのが筆者の本音である。しかし事業というものは、常にそうした厳しさに晒されているものであり、それに挑戦するのが事業主の絶えざる課題であると思う。それを避けようとするのは、事業経営者であることを自ら否定するのと同じことであろう。

経営改善というと、なにか実効的な方策をと考える向きが多いが、実際は意識改革の方が大切なことが多い。高価格経営も、何をすれば良いかということよりも、まずは変化に自分の感覚を慣れさせることが先決である。消費者に評価されるような新しい商品価値を生みだし、その一部を価格アップとして供給者側に確保していく、というのがこれからの基本的政策でなければならない。そのためにも、自分の製品について固定的に考えを抱く、現在のあり方から脱却することが必要である。

本稿の始めの方で、筆者は「手段の活用」と訴えたことがある。事業というものは、法律と公序良俗に反しない範囲において、原則として無限の自由を持っている。需要者との接点が広くまた強く実現するまで、事業は数知れぬ可能性を試す機会が与えられている。環衛事業の多くは、経営の困難を訴える割には、許されるあらゆる手段を活用して、無限とも思える可能性を試す努力をしていない。

同じことが高価格経営の実現の際にもいえると思う。高価格経営の実現が、物的手段によっては難しいことは既に述べたとおりである。これからの付加価値はサービスの強化によって獲得されなければならない。そしてこのサービスという無形の手段もわれわれに無限の可能性を与えてくれるものである。新しい発想や工夫を二つ三つ試してうまくいかなかったからといって締めるのは早い。じっくりと腰を落ち着けて、考えられる実行可能な方策を真剣に試していくことが必要である。

成功の可能性は案外近くに、しかも数多く存在するはずである。

変化に慣れる努力は、同時に固定化への願望を放棄する努力に裏打ちされる必要がある。環衛業においては一般に、固定化への強い指向が観察されるからである。顧客について、従業員について、取引先について、すべて固定化が期待される。特に原材料その他の取引先との関係などを見ていると、固定化どころか癒着ではないか、と思われる場合も稀ではない。小ないしは零細規模のところが多い環衛事業にあっては、取引先は規模的にも大きく重要な情報源であることが多い。そのようなこともあって、取引先によって身動きできない状態に取り込まれてしまっている事業もある。取引先との良好な関係は重要であるが、環衛事業も自らの主体性を失うような依存関係は、変化を必要とする場合に動きを起こす障害になるので好ましくない。関連業界の判断や政策は、環衛業の目的とするところと合致する場合もあるが、そうでない場合もないとはいえない。また、向こうが良いと思うことが、実は当方にとって好ましくない結果をもたらすものであることも珍しくない。たとえば厨房機器業界は、一部の業界のために非常にコンパクトな設備を開発して売込んだが、その結果、これらの設備を導入した事業は、営業の内容が固定化してしまい、時代に適合した営業を指向しても、設備が制約となって転換が難しいというような事態が現出した。

（坂本康實・上智大教授。月刊「かんえい」より）

北海道浴組料金を改正

北海道浴組（中澤秀雄理事長）は、入浴料金を改正、八月一日から新料金を実施している。

カッコ内旧料金

大人三〇〇円（現行二八〇円）
中人一四〇円（現行一二〇円）
小人　七〇円（現行六〇円）

埼玉県浴も料金を改正

埼玉県浴組（酒井弘幸理事長）は、入浴料金を改正し八月十日から新料金を実施している。

カッコ内は旧料金

大人三一〇円（現行三〇〇円）
中人一二〇円（据　置）
小人　六〇円（据　置）

千葉も改正

千葉県浴組（松田郎英理事長）も入浴料金を改正し、八月十四日から新料金を実施している。

カッコ内旧料金

大人三二〇円（現行三一〇円）
中人一四〇円（据　置）
小人　六〇円（据　置）

VSOP

司馬遷の「史記」には、秦の始皇帝の命で、不老不死の仙薬を求め、徐福という人物が東海にある蓬来山へ船出したとする記述がある。今から二千二百年も前の話である。▲古来より「老いず、死なず」は人間の願望であったことを表している。しかし、人は老いていく。九月十五日は「敬老の日」である。老が必然であり、それにどう対応していくかを考え実践することは、すべての人々にとって重要なことである。国民の祝日として制定されたゆえんであるが、「お年より」にとって現状はいかがであろうか。▲たとえば、データファイルから拾ってみると、一九八二～八三年の国際比較では、国民総生産に占める社会保障費の割合は、サミット参加七ケ国では、一〇・九パーセントと最下位である。最上位はフランスの二八・〇パーセントである。また、国内比較では、一九五三年に全世帯に対する高令者世帯は二・五パーセント、八九年では一〇・五パーセントと約四倍強になっている。ここで高令者世帯とは男六五才以上、女六〇才以上のみで構成するか、またはこれらに十八才未満の者が加わったものをさす。▲これだけの資料のみで判断するのは早計であるが、余り豊かでない年金でお年よりがご夫婦であるいはお一人でつつましく暮す様が見えてくる。また、電車に乗れば、シルバーシートに若者達が座り平然とお年よりを立たせている図をしばしば見かける。人生の先輩達を大切にしない社会に繁栄はない。▲蓬来山を求めた徐福が渡来したとする伝説が和歌山県や佐賀県内に多く残っている。ロマンを秘めた民族の後裔として「内なる心のシルバーシート」を充実しお年よりに接したいと思う。

ロッカー・傘立・傘箱・下足箱
有限会社　東京錠前製作所
東京都墨田区亀沢1－6－7
TEL　東京（3623）1626

松竹錠
品川区大井
TEL(771)7477・9687
工　場(781)5472
(782)9189

加入で安心、利用で繁栄
みんなで育てる生命共済
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会

永年の伝統と信用
浴場鏡専門店
各種防水鏡・サッシ
スポンサー名入鏡・防犯鏡
株式会社　川口鏡店
東京都文京区本駒込4－39－4
TEL　821-6226・823-0263

湯……濾過機　超音波　バイブラ
設計・製造・工事・サービス
技術の日東
日東製作株式会社
東京都葛飾区金町4－4－1
電話　東京（03）607－0800（代）

MEIJI
明治乳業
お風呂上りに、スポーツのあとに。
明治ブリックコーヒー
いちご
フルーツ
ピーチ
オレンジ
グレープフルーツ
りんご
飲んだら スキッ!!
●お好きな味をお楽しみください。
明治ブリック
200ml
PEUGEOT

活性化調査研究報告書④

行政施策のあり方

1行政施策の課題について

　公衆浴場の活性化を進めていく中で、アンケート結果に基づき各種の課題が検討された。例えば、現在の公衆浴場を取り巻く経営環境の悪化と、それにともない浴場経営者の意識がどう変化しているのか、後継者難の問題、さらには、とくに顕在化している最近の地価高騰による影響、そして法・条例による細部にまでわたる各種の諸規制を背景に、はたして今後とも公衆浴場は存続し得るのか、存続し得るためにはどんな方策があるのか等である。討議の結論としては、現在、公衆浴場が極めて難しい状況の下にあることは共通した認識であったが、今後とも公衆浴場の存在は、法でもうたわれているように、地域住民にとって必要不可欠な衛生施設であることは不変であって、経営者にとっても経営の仕甲斐のある事業体であり、経営者はより一層の創意工夫をこらす努力を傾注しなければならないが、国や地方公共団体をはじめとした行政側は、公衆浴場のおかれている状況を十分認識し、公衆浴場の活性化対策をこれまで以上に充実していく必要がある、ということに帰結した。

　即ち、現在公衆浴場の転廃業が、確実にしかも大幅に増進している現状を前に、地域住民の不利益を最小限にとどめるため、都道府県や市区町村をはじめとした地方公共団体も、公衆浴場に対する資金の貸付けや各種の利子補助等を実施し、菖蒲湯をはじめとした季節事業に対する補助を行っているところも多い。しかし、これらの施策の多くは一種の保護政策的な側面をもっていることは否定できない。

　公衆浴場の持つ保健面や健康面に着目し、福祉施策の一環として生活保護世帯に対する入浴券の支給や、老人や身体障害者に対する入浴サービス事業を実施しているところも多く見られる。

　公衆浴場の存続のためには、経営者の自助努力がなんといっても大切なことは論を待たないが、行政においても、従前から行われてきた各種の公衆浴場に対する保護施策の一層の充実に加え、抜本的対策を打ち出す時期がきているのではないだろうか。

　検討のなかで討議された多くの課題の中から、行政側に求められた点を、以下の3点の観点からまとめてみたい。

(1)公衆浴場の確保の必要性とその対策について

(2)公衆浴場の入浴料金の統制とその対策について

(3)公衆浴場の法・条例の規制の必要性とその対策について

2公衆浴場の確保の必要性とその対策について

　江戸時代から平成の現在に至るまで、公衆浴場は国民の保健衛生上は勿論のことであるが、地域住民のふれあいや憩い、情報交換の場としての観点から見て、コミュニティの核として果たしてきた役割は極めて大きいものがある。

　今日においても、公衆浴場が国民、特に地域住民の日常生活にとって、欠くことのできない施設であることは誰しもが認めるところであろう。

　それにもかかわらず、最近の公衆浴場の減少はとどまるところをしらない。公衆浴場の存続の必要性が希薄になっているのであろうか。

　公衆浴場が減少してきている背景には、自家風呂の急速な普及による利用者数の減少と、それに伴う入浴料収入の減少（経営基盤の脆弱化）に代表される公衆浴場を取り巻く状況の変化、最近の地価高騰にともなう社会・経済環境の変化（公租公課の負担増による経営圧迫）などがあり、これらの現実を前にして、多くの経営者が生業として、公衆浴場の存続の意欲を持とうとしても、公衆浴場経営の将来性に希望を持てないでいることによって、浴場経営に明るい展望を開けずに転廃業を考えざるを得ないことが最大の理由であろう。

　昭和五七年四月には、公衆浴場が住民の日常生活にとって欠くことのできない施設であるにもかかわらず、著しく減少しつつある状況に鑑み、国や地方公共団体が、公衆浴場についての特別措置を講ずるように努めることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保を図り、以て公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とした「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が施行された。このなかで国及び地方公共団体は、公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないことがうたわれており、さらに公衆浴場の確保を図るために必要と認める場合には、所要の助成、その他必要な措置を講ずるように努めることがうたわれている。

　この法律か制定されたことをみても、国及び地方公共団体が、公衆浴場は地域住民の日常生活にとって必要不可欠の施設であることを認識していることは明らかであり、その認識に応えるためにも当然のことながら、公衆浴場経営者も不断の努力を怠ってはならないし、国及び地方公共団体にあっては、公衆浴場経営者の対して各種の充実した施策の展開を図る必要があると考える。

　ことに住民生活と密着した施策を総合的に展開している地方公共団体にあっては、地域の実情に合致した施策を実施していく上で、多くの地域住民が利用する公衆浴場の存在を念頭に置いた施策の展開を図ることが考えられてよいと思われる。今日にあっては従前多く実施されていた公衆浴場に対する保護的な施策に加えて、抜本的な施策の展開が図られてよいのではないか。その具体的な個別施策を展開するにあたっては、公衆浴場が現在置かれている状況を十分勘案のうえ実施されることと、公衆浴場の経営安定に資する配慮がなくてはならないと考える。

　繰り返すが、都道府県及び市区町村においては「確保法」でもうたわれているように、公衆浴場の存在は地域住民の日常生活にとって必要不可欠の施設である。との認識のもとに、各種の施策を実施しているわけであるが、さらに一歩進めて、その確保存続について真剣に考慮すべき時期にきているのではないだろうか。

　すなわち、公衆浴場は浴場経営者の限りない英知と経営努力等によって、存続維持されるべきものではあることは論を待たないが、近年の大幅な公衆浴場数の減少を目のあたりにすると、個別経営者の経営努力等にのみ期待する現在の保護的施策を中心とした、各種の施策は限界にきているのかもしれないとも考えられるのである。

　そこで、例えば基本的自治体である市区町村が、「確保すべき公衆浴場」を、地方公共団体と地域住民代表、及び地域浴組の三者から構成される協議会によって指定し、指定された公衆浴場に対しては、各種の手厚い施策を重点的に展開する。あいは地域（ブロック）において核となる公衆浴場を指定し、地域毎に特色のある施策を展開することも考えられて良いのではないか。

　都道府県及び市区町村にとって、例えば、地域あるいは地域内ブロックに核となる「確保浴場」を選定することができるならば、公共施設整備の一環として取り込むなど、町づくりの上でも活用することが可能になろうし、福祉施策との組合せも考慮することも可能となる等、各種の施策を組み立てることができ、効率的な事業の執行が可能となり、地域住民にとっても一定のハイレベルの行政サービスが受けられることになろう。

　現在公衆浴場を経営している経営者に対するアンケートの結果によると、その約七〇%の経営者が経営存続を願っており、経営の先行きに若干の不安を持ちつつも、経営意欲を持ち続けている。行政側としても、地域における公衆浴場の存在の重要性に鑑み、経営者の存続意欲に応えなくてはならないものと考える。

　経営意欲のある経営者からの申請によって「確保浴場」を選定し、施策を展開していく、ということになれば、それは地域住民にとっては納得のいく行政施策であり、いわゆる「確保法」の目的にも合致したものとなろう。

　地方公共団体が施策を展開するにあたり、具体的には、例えば「確保浴場」に対して

◎各都道府県や市区町村が所管している商工指導所等を活用して、地域浴組との連携のもとに行われる経営診断を実施する。これには当然、経営相談や法律・税務相談等も付随する。

◎地域住民に対する利便を図るため公衆浴場のもつ機能面に着目して

　①地域情報を周知する媒体になり得ることに期待した役割を負担させる。

　②解放性やふれあいが特質である公衆浴場を、利活用したイベントを実施する。

　③地域における教養や娯楽、文化の拡大が期待できる公衆浴場を開放し、地域住民に利活用させる。

◎福祉施策の一環として

　①敬老者向け、児童向け、身体障害者向け、あるいは生活保護世帯、残留帰国者世帯の方々への無料入浴事業や各種イベントを実施する。

◎公衆浴場の有為性の周知を図るために

　①行政広報や行政体のもつ広報媒体により公衆浴場独自の行事を紹介する。

◎公衆浴場経営者に対して経営の安定を図るために

　①地域標準浴場における平均従業員の人件費に何%補助を実施するとか、経営赤字の何%補助を実施する。

　②改築・中普請の必要が生じた場合には、無利子、もしくは低利の資金の優先的融資を行う。

　③借地更新あるいは使用地買取の際、同様の措置をとる。

　④固定資産税の免・軽減措置をとる。

などがあろう。

　最後になったが、国においても近年の地価高騰を背景に、相続税の負担による公衆浴場の廃業が多くみられ、また存続意欲に陰を落としていることから、公衆浴場を継続する場合の相続税について他にも例があるように、納税猶予制度、あるいは経営を長期継続した場合には、税額を免除することなども検討されてもよいのではなかろうか。

3入浴料金の統制の必要性とその対策について

　昭和二十一年三月、敗戦後の混乱期にあって物価の安定を確保し、社会経済秩序を維持し、国民生活の安定を図ることを目的として物価統制令が施行された。物価統制令による物価統制品目数は、昭和二十四年三月末には最高数に達し、告示数で二、一二九件、品目数では一〇、七一六品目数えるに至った。その後漸次廃止され、現在ではその必要性から公衆浴場の入浴料金が唯一厚生省令で残存しているのみとなっている。言い換えるならば物価統制令の存在によって、公衆浴場がことに地域住民のために必要不可欠な施設として、その存在を担保されていると言えなくもないわけである。

　見方をかえれば、入浴料金が唯一の統制料金であることによって、行政側も比較的手厚い各種の資金の貸付けや、利子補助等の施策が実施し得るし、上下水道料金の減免や、公衆浴場事業に係る固定資産税の軽減を検討したり実施し得る側面をもっている。

　現在、入浴料金は統制料金であり、告示された金額以下で利用者を入浴させることは自由であるが、そうなった場合には、単一の商品サービスを提供する公衆浴場間の過大な競争が生じ、また衛生基準などの点で疑問が生じる恐れがあり、そうなれば、ひいてはただでさえ脆弱な経営基盤の上に存在する公衆浴場は、存亡の危機を迎えることとなろう。

　また、現在の公衆浴場を巡る厳しい経営環境の中において、統制料金を外し自由に入浴料金を決定し、公衆浴場を経営することになるなら、前述の保護的色彩の濃い各種施策は再検討を余儀なくされ、場合によっては公的補助が受けにくくなることも想定され、大半の公衆浴場の入浴料金は大幅な引き上げを迫られることとなり、その結果として公衆浴場の存在が絶対に必要な都道府県や市区町村の負担は更に増大し、利用者も経費的負担に耐え切れなくなると考えられる。

　地域住民にとって必要不可欠な施設である公衆浴場の状況をそこまで追込んでしまっては、行政側も利用者側も、さらには経営者側も日常生活をおくるうえで、極めて不安を覚えるこになってしまうことであろう。

　公衆浴場経営者も、入浴料金に見合った消費者ニーズを取り入れた経営を心掛けなくてはならないことは論を待たないが、行政も経営者の創意工夫、努力にのみ頼っている現在の対応を改めなくてはならないと思われる。

　料金の面からいえば住民に公衆浴場が必要不可欠な施設であることから、住民の利便の確保の必要上から、物価統制令による現行の料金制度があるわけであるが、それでも若干の対応の変化が考えられてもよいのではないだろうか。

　例えば、

　①統制料金で公衆浴場の開く時間帯を設定し、その他の時間は自由料金にする。

　②朝風呂を実施する場合には、特別料金を認める。

　③逆に深夜営業をする場合にも、特別料金を認める。

などのことが考えられてよいのではないか。

　入浴料金を決定するにあたっては、ただ単に「低ければ良い、安ければ良い」というのではなく、公衆浴場が地域にあって真に必要不可欠な施設であることに着目し、その存続を図るために適正な料金を設定することが是非とも必要である。つまり、利用者に満足してもらえるようなサービスの提供が可能な創意工夫を経営者に求めることができ、公衆浴場の存続が図られるような料金設定が必要である。そのためには、行政、公衆浴場経営者、利用者からなる公衆浴場対策協議会等において適正な入浴料金を検討することが必要であると思われる。

　ところで、経営者にとって入浴料金が統制料金であることは、現在の公衆浴場を巡る実態を考えてみると、果たして常にプラスの方向に作用したのであろうか。

　きわめて長期にわたる統制料金の存在は、経営者の自由な発想、創意工夫と、それにもとづく行動を制約し、統制料金に安易な経営行動をとらせることになっていた一面もあったという意見もある。この意見によれば、ずいぶんと以前にこのことが考慮されていたならば、経営者も今とは若干違った経営形態を考え得たものと思われるという。このようなマイナス面も想定されるなら、公衆浴場の存在は地域社会にとって絶対必要不可欠の施設であるという観点に立ち現状を十分理解した上で今後の入浴料金の決定のあり方も含め、公衆浴場のあり方を検討することが必要なのではないだろうか。その場合、当然のことながら行政、利用者、そして浴場経営者も、入浴料金が物価統制令に基づく省令で規定されていることを積極的に理解したうえで、できるだけ多方面の意見を取り入れて、もう一度原点に立ち帰って考えてみる必要があるのではないだろうか。

4法・条例の規制の必要性とその対策について

　公衆浴場対策は一義的に市区町村の業務として位置付けられているが、公衆浴場の設置場所の設置基準や、公衆浴場についての換気、採光、照明、保温、清潔等、入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準が、各都道府県の条例によって定められている。

　この条例によって規定されている基準については、都道府県によってそれぞれ規制項目の多寡はあるが、多くの規制事項については首是すべき点が多い。

　しかし、終戦直後に制定されてから現在に至っているものが多く、当時は当然必要とされた規制であっても、現在からみると首をかしげざるを得ないものと思われる点も、多く残されていることも事実である。

　全浴連や県浴組にあっては今まで幾度となく、法・条例による規制の必要性は十分認めつつも、その時代にあった基準に変えるよう関係機関に要請をしてきたところであるが、はかばかしい成果をあげてきたとはいえない。業界の意識にも問題がなかったととは言い切れないが、この要請に対する行政機関の対応も十分ではなかったのではなかろうか。業界も関係行政機関においても、入浴料金の維持を中心とした姿勢が目立ち、意欲的に公衆浴場の経営展開を進めようとする経営者の足かせになっていた側面もあるのではなかろうか。規制面の緩和に着目した要請が、従前比較的少なかったことは事実であろう。多くの規制の中で、経営者が限られた範囲で創意工夫に努力しようとしても、言うは易しく行うは難しいことであったことと思われる。

　各種の基準の検討にあったっては不特定多数の人々が利用する公衆浴場にあっては、保健衛生面、安全面等において十分な配慮がなされなければならないことは当然のことであって、ここに法・条例による規制の根源があるが、利用者住民の意識の変化や、日進月歩の技術革新の社会・経済環境のもとにおいて、大幅な変更もなされていない旧態依然たる基準によって公衆浴場の運営がなされていて然るべきものであろうか。現状を十分認識したうえでの基準の緩和が、そろそろ検討されてよいのではなかろうか。

　サービスの多様化がいわれている現在、利用者側からみても、いろいろなサービスを提供される余地のある基準であって欲しいと考えるのではなかろうか。また経営者側からみても、利用者に各種のサービスが提供できる余地をもった基準のもとで、創意工夫に努めたいところである。経営者にとっては、公衆浴場が客商売である一面もあって、衛生、安全性に手抜きをすれば、利用者が減少して、経営が成り立たなくなることは経験上十分認識しており、決して、利用者サービスを全面に押し出したからといって、衛生・安全面を度外視することはありえない。

　業界も利用者も公衆浴場の基準のあり方について、こうあって欲しいと望むところを中心とした基準の緩和を、行政側に検討して欲しいと願っている。行政にあっても、衛生・安全については、現在の公衆浴場の置かれている状況にとらわれることなく、十分な検討を加える一方で、社会・経済環境の変化も考慮し、なによりも利用者や経営者の立場を視野に入れた基準を再検討してみてもよいのではないだろうか。

　最後に、法・条例関係とは離れるが、行政の組織についていえば、例えば、公衆浴場指導担当、融資や利子補助担当、保健衛生担当の窓口が異なる場合があるがこの場合には各担当者がそれぞれに業務を分担して、有機的に連携して公衆浴場対策の展開をすすめているが、今後とも一層のご努力をお願いしたい。

定着した週休二日制

労働時間短縮化が加速

　週休二日制が着実に浸透し、企業の七割近くが月一回以上の週休二日制を採用し、八割を超える労働者がその適用を受けていることが、労働省が五日まとめた調査でわかった。一週間の所定労働時間の減り方も過去最高で、人手不足を背景に労働時間の短縮（時短）のスピードが加速していることがうかがえる。

　調査は、従業員三十人以上の民間企業約五千百社を対象に、一九九〇年末現在でアンケートした。

　それによると、一ヵ月に一回以上の週休二日制をとっている企業は、全体で六六・九%で、前年に比べて八・六ポイント上昇した。適用労働者数は、八六・四%で、三・七ポイント上がり、七六年の調査開始以来、最大の伸びとなった。週休二日制を導入している企業を規模別にみると、従業員千人以上の大企業が九六・八%で一・三ポイント上がったのに対し、従業員三十人から九十九人の小企業が六〇・三%で、一〇・八ポイントと高い伸びとなっている。

　このうち、完全週休二日制を採用している企業は、一一・五%（前年九・六%）。大企業は、前年から五・一ポイント上昇して、五三・五%と初めて半数を超え、週休二日制が定着し始めていることを物語っている。

　また、一週間の所定労働時間は、一企業平均で、四十三時間十九分、労働者一人あたりの平均で四十時間四十七分。前年比でそれぞれ三十九分、二十五分短くなり、過去最高の短縮幅を記録した。年間休日数は、企業平均で八八・六日、労働者平均で一〇一・八日で、それぞれ三・六日、三・二日増えた。

マツセイ

未来の浴場づくりに専念する

高能率浴場ボイラ
重・廃油バーナー
排熱利用温水器
低周波発生器
ガス遠赤外線サウナ

浴場沪過器
のこ屑自動燃焼器
ラドン発生器
森林浴発生器
ミストサウナ

浴場近代化・立体化・工事綜合請負

社名が変り本社と工場が合併しました

松清金属株式会社

京都府八幡市内里蜻蛉尻２－１　〒614
本社・工場　電話075(982)0317・075(681)6591(代)
FAX075(983)3198

ボイラ生産日本一

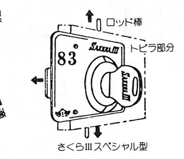

盗難防止ロッカー用シリンダー錠

新製品

さくら錠一式
浴場ロッカー
下足箱、傘入箱
貸ロッカー
内装工事一式

桜木芸（サクラモクゲイ）工業株式会社
本社　東京都品川区勝島１－３－27　〒140 TEL 765－3331

みんなで入ろう
全浴連
生命共済へ！

全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会

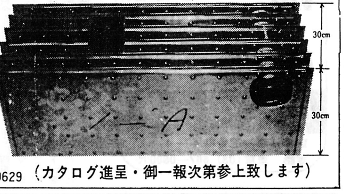

皆様の省エネに奉仕する　高性能シルバ温水器

新案特許703510．14069048．他出願中

新案……温水器……特許

◉超薄型集合分散方式（三連式）

特長 ◎熱交換抜群（廃湯に近い温度）30°～39°
◎耐久力は特種電気溶接に依り半永久的
◎外枠には木製の外、ガラス繊維プラスチックネオランバFFUにて保温及腐蝕しない
●ステンレスSUS304（18.8クローム）0.35㎜

有限会社　豊田製作所
〒132東京都江戸川区平井7-17-37　TEL（03）612－0629
（カタログ進呈・御一報次第参上致します）

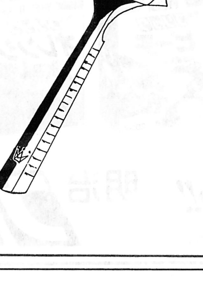

銘刀関の孫六の伝統が生きている素晴しい切味!!

クィーン カミソリ
T型・長柄・ジャンボT型

トーヨクカミソリ　東京都浴場組合ご指定
大浴カミソリ　大阪府浴場組合ご指定
アイヨクカミソリ　名古屋市浴場組合ご指定

その他の県・市の浴場組合にもご指定をいたゞいております
すべて組合を通じて納入いたしております。

製造元　株式会社共進金属工業所
岐阜県関市円保通２－50　TEL〈05752〉2－2464

かわさき湯遊カードの報告

銭湯共通カードとして認可

川崎市浴・湯遊カード
委員会会長　井田敦巳

平成二年九月十七日にスタートした『かわさき湯遊カード』は、この三月正式に神奈川県公衆浴場業環境衛生同業組合を通じて大蔵省に登録され、全国で初めて銭湯共通カードとして認可されました。

我々公衆浴場業界が斜陽化の道を辿る中で、その活性化の道を探りつつ、当然のこととして組合員の中にプリペイドカード導入についての要望が、特に若い経営者の中から起こってきました。

銭湯からの若者ばなれの現象を食止めるための一つの方策として、今の時代を象徴しているカード事業導入は、経営を積極的に考える組合員には非常に関心のあることで、平成元年に組合内部で特に問題とされるようになる一方、組合内部には一部地域で、従来より自家発行型のカードを使っている浴場があり、今後このような形の浴場が増加すると組合の活動に大きな影響が出ることが懸念され、組合としても早急の対応が迫られました。

丁度この時期に、カード事業についての企画が専門業者から提案されたこともあり、組合内部に研究委員会が設けられ、その研究委員会ではその後約一年間にわたってこの事業についての検討が行われました。

まず第一にこのカードシステムとはどうゆうものなのか、第二にどのような機器を使いどのように使いこなすのか、第三にその費用はどのくらい掛かりそれをどのように負担するのか、等初めての事柄でもありいろいろな面から議論が慎重に行われました。

どこの組合でもそうでしょうが、我々の組合も今後の業界の在り方に対する考え方は千差万別、積極的に経営改善しようとする組合員、成行きまかせ転業もやむなしとする組合員もいる状態で、この事業にたいする議論もなかなかまとまりませんでした。

しかしながらこの時期、組合が川崎市と共同で行っていた川崎市民銭湯利用調査研究委員会のなかで、銭湯から『ザ・セントー』へという業界活性化策の提案の一つとして、プリペイドカードの導入が委員会の専門委員の提言として報告されたこともあり、組合内部にカード発行についての委員会を設け、この事業に賛同する組合員有志によるカード事業が条件つきで承認されました。

この間カードの発行母体については、組合とは別の会社に求めて危険を回避するかとの考えも有りましたが、将来的にみてある程度の危険はあるものの組合自体で発行運営することとしました。

また検討の過程で何回が大蔵省も訪ね、その実施時期については法律が施行される平成二年十月以前であれば任意団体でもカード発行に問題ないとのアドバイスもいただき、九月中のスタートの準備に入りました。

各店に置くカードターミナルは、番台という狭い場所に置かなければならないということ、素人でも扱えるということ、精算事務が簡単であること等を勘案して、アンリツ電機製のカード端末機としました。

費用については、機械及びカード製作費は全てリース契約として初期投資の負担を回避し、このカード事業の運営は、全て会員の自主的作業によることとし、運営費などの経費は最少に押える事を基本にしました。

当川崎連合会は一五〇余軒三支部で構成していますが、このカード事業についての趣旨説明と参加店の勧誘を各支部で行い、二支部でその組合員の三分の一の参加を得、三〇軒でスタートとなりました。

カードの名称は「かわさき湯遊カード」として、三〇〇〇円と六〇〇〇円の二種類とし、テレホンカードと同じ形です。

また各店に置くカード端末機は、大人、中人、小人の料金をワンタッチボタンに設定し、大人料金は県環同組合発行の共通入浴券の割引額に合せて一〇円割引きとしました。

組合内部に設けたこのカード事業を推進する「湯遊カード委員会」の役員には、非加盟店の組合員も入れて組合事業としての枠をはめ、この運営には五～六軒に一人の割合で若い組合員を運営委員として、精算作業やクレームの処理に当たっています。

カードは地元金融機関と契約し保護預りのかたちをとり（これは手直しを求めらていますが）、組合員は金融機関の窓口でカード委員会にカード代金を振込んでカードを受取り、店で顧客に販売します。カードは入浴料以外にその店で販売している全ての物に利用でき、いわゆる付帯事業収入の増収に寄与します。

毎日のカード利用代金は終業後レシートで精算表示されますが、毎月一日の開店前に運営委員が各店を回って前月の利用代金の精算レシートを回収し、五日頃までに各店の口座に利用代金を振込みます。カードは金券でもありますので、現金と共に全て金融機関の手に委ねるようにしました。

このカード事業もスタートして半年をすぎました。当初の目論見通り順調に推移してきたと考えます。

第一にこのカード事業による各店のイメージアップ効果は多大なものがあります。当然のこととしてマスコミでもいろいろと取上げられましたが、それ以上にお客様に「おふろやさんでカードがつかえるの』という効果は、カードを利用するしないにかかわらず、今までの銭湯の暗いイメージをいくらかでも払拭したものとおもわれます。

第二に加入している店ならどこでも使えるという共通カードの性格は、銭湯の利用にはピッタリのようです。客は休みには他の銭湯を利用しますのでその店でも使えるということが利用度のアップにつながります。我々の業界では、一店だけのカードよりどこでもつかえるという共通カードの強みがはっきりしたと考えます。

一方、店によってはボトルキープならざるカードキープでカードを預かるサービスをしたり、カード利用に限り商品の割引きサービスをしている所もあります。

第三にカード機械の取扱いは当初考えていたよりも問題なく馴れてきたようです。われわれ銭湯の番台フロントは女性や年配者があずかっている所が多いですが、それがまたカード導入をためらう多くの店の心配でもありますが、実際にスタートしてみて機械がどうしてもあつかえないという店はまったくありませんでした。

機械についての不調は当初数回ありましたが、アフターサービスも問題ないようです。またカードは半年間に九〇〇〇枚程度発行していますが、水に濡らした等で数枚のクレームがあった程度で信頼度は高いようです。

取扱っている店のカードの利用割合いは、売上げの大体一～二割ぐらいのようで従来から扱っている共通入浴券にはあまり影響をあたえていません。少ない店で一ヶ月七万円位から多い店で五〇万円位と幅は広く、平均二〇万円程度です。

このカード事業の運営費は加盟店が全て負担することを基本としています。カードの製作費、各店の端末機は全てリース契約としてカード委員会が負担し、諸経費もあわせて全て加盟店の会費収入により賄います。

カード事業の大きな特徴は顧客より前払いで多額の資金を預かることにあります。それより生ずる運用益はこの運営費に使えます。また顧客の使用しなかった未利用額は、五年を経過すると未利用益として発行会社が利益計上できます。このようなことを勘案し現在の会費は月額五〇〇〇円に設定して運営しています。まだ半年程度の成績では、この会費収入で運営できるとは確定できませんが、当初予定した数字はクリアーしているといえます。

組合全体の中ではこのカード事業に参加している組合員の数はまだ少数で、このカード事業の目指す目的を達するためには加盟店を大幅に増やす必要があります。

今まではこの事業の基礎固めの段階で、実際の運用の中での問題点を確かめてきましたが、これからはこれまでの実績に自信をもち、積極的に未加盟店へのPRに乗出せると考えます。

将来的にはこのカードを使っての業界の広告宣伝事業や行政の福祉事業とのドッキング等考えられる可能性は無限にありますが、やはり一番の問題は我々業界内部の人々に如何に納得し参加してもらうかということです。

一軒一軒の力は弱くとも数でまとまると思いがけない程の力になることは、この三〇軒のカード事業でも見事に実証されています。

平成三年に入り任意団体としてカード発行をしてきた『湯遊カード委員会』の法人化のことが大きな仕事となりました。川崎浴場組合連合会が協同組合化されていないこともあり、カード発行会社設立が必要となったのです。どのような会社形態にするのか、役員は、資本金は等の検討の中で全浴連にこの問題を相談しました。

全浴連では、カード事業については昨年策定された当業界の振興指針の中でも取上げられていることでもあり熱心に検討していただきました。

そして全浴連の仲介のもと厚生省よりこの銭湯共通カードの登録は、共通入浴券の登録と同じように県環同組合が行うのが妥当であるとのアドバイスをいただきました。

そして県環同組合は、この厚生省と全浴連のアドバイスを積極的に受止め理事会の承認も得、県内共通入浴券と共に『かわさき湯遊カード』を神奈川県公衆浴場業環境衛生同業組合の名で期限内に大蔵省へ登録しました。

このことは我々にとっては思いがけない展開であり、全浴連と県環同組合の指導に心からの謝意を表するとともに今後のこのカード事業の進展に対する責務の重さを感じます。

厳しさの増す我々公衆浴場業界の活性化についてはいろいろな方策が各地で目論まれていますが、この事業もその一つとして必ず良い結果を得られるものにすべく今後一層励むつもりです。

活性化へのアプローチ

望月輝久

公衆浴場業の活性化が叫ばれ、全浴連を中心にいろいろと方案について協議され、また各地においても実情をふまえての創意工夫が重ねられております。

そこで、私もまったくの私的方案ですが、「活性化へのアプローチ」について総論的にまとめてみました。少しでも参考にしていただけば幸いです。各論については、いずれ送稿したいと思っています。

（横浜鶴見支部・月の湯）

初めに

私達の公衆浴場業は、現在絶対的な危機に、直面しています。早急に歩むべき具体的な指針を定めなければなりません。それには、発想の転換が必要です。つまり公衆浴場の概念を変えることです。アセやヨゴレをおとして衛生の保持をするという、消極的な考えではなく、健康をつくるという、積極的な新思考が必要です。最近ようやく、公衆浴場経営者も、将来にたいしての危機意識がではじめました。良いことだと思いますが、気付くのが遅すぎるのです。10年以上前に気付かなければなりませんでした。一つの技術、商品で飯が食えるのは、わずか5年といわれています。組合が、予算を計上して、活性化対策を実行していますが、それには、近、中、長期にわたる、公衆浴場の展望、理想像、理念、哲学というような、バックボーンが必要となります。お金をかければ、なにかが期待できるというものではありません。砂漠に水をまくような、お金と時間の使い方だけは、したくはありません。ここに総論として、公衆浴場の活性化マニュアルをまとめてみました。皆様の何かの参考となれば幸いです。

1　公衆浴場の概念に対する発想の転換

大多数の人にとって、公衆浴場は、アセやホコリを落とす施設であり、自家風呂の無い家庭が利用する場と思っている人が多いでしょう。この考えは、間違っていないと思います。しかしこのような、古い概念から脱却し、全く違う発想で、公衆浴場を見直したらいかがでしょうか。娯楽、憩い、親子のふれあい、他人とのコミュニケーションの場、その他、いろいろあるでしょう。しかし、私は大勢の人が納得し、理解していただける利用法として、健康づくりの場としたら良いだろうと考えております。家庭風呂では出来ない事が、公衆浴場で出来るのです。全ての病気は、血液の循環が悪くなっておこります。特に静脈血の流れが重要となります。静脈の血管には、血液の逆流を防止するために、弁が付いています。その弁は、おもに各関節付近に多くあります。肘、膝、股関節を伸展して、入浴するほうが、血液の循環が良くなって、体に良いという理由が、ここにあります。この点をとってみても、公衆浴場は健康産業であるという、新しい概念が生まれてくるのです。

2宣伝広告の重要性の認識

自分たちがどんなに立派な施設を作ったり、利用法を考えたり、理想をもっても、それを他の人にお客として、来ていただけるように、何らかの方法で伝えなければ、その結果は半減どころか、ほとんど期待できないでしょう。

古典的な考えの人は、宣伝広告など無駄だと言う方が、いらっしゃいます。

悪い物を宣伝することはありませんが、本当に良いことを、大勢の人に理解賛同していただくために、宣伝するのが、どこが間違っているのでしょうか。

そして、より多くの人に知らせるために、より効率的に、より効果的になるように、表現の内容、メディアの選択、広告の発行の頻度、各種イベント、景品の選択などを考えなければなりません。この地道な努力をすることによって、やがて入浴客の増加となり、行政の重い腰を上げさせ、政治家を動かし、走らせるのです。

お金がたくさんかかりますが、中普請業者に支払うお金に比べたら、はるかに小額の金額です。

私達、公衆浴場業の声を大勢の人に、聞いてもらうには、宣伝広告以外ありません。

3高齢化社会と公衆浴場

家族風呂といっても、うさぎ小屋と呼ばれている、日本の狭い住宅にある浴室は、しょせんそれでしか、過ぎないでしょう。

手や足をおり曲げて、やっと入れる入浴に、どれだけ心地よい気持ちが持てるでしょうか。

銭湯の大きな浴室は、手足を十分に伸ばして、動きまわることが可能です。

温熱、浮力、水圧などの物理的刺激、超音波、バイブラなどの機械的刺激、薬湯、温泉などの化学的刺激が、人の体の恒常性の維持に、はかり知れない作用を及ぼします。

高齢者の病気の主な特徴は、慢性疾患であるといえるでしょう。老化にともなう退向性の病変です。

病院に通院していても、なかなか好転するものではありません。

高齢者が銭湯へ通うことによって、自らの慢性疾患を軽減するばかりでなく、他人とのふれあい、会話等、コミュニケーションにより、孤独化を避け、より健康的な、より活動的な、より明るい生活をおくることが、可能となります。

高齢者を安全に入浴させるには、施設の改善が必要となってきます。

老化により、体の筋力が衰えてきて、平衡感覚や敏捷性画無くなり、歩行にも不自由になります。しかし、握力だけは筋力が比較的温存されていますので、適当な位置に手すり等を設置してさしあげれば、高齢者は安心して入浴することができます。

また、浴槽を低温槽と高温槽の、二つを設置する事も、大事でしょう。

低温槽（37度～38度、不感温度ともいいます）での入浴は、血圧や脈拍の上昇を防ぐことができるので、長時間の入浴が可能となります。

これにより、自律神経、循環器、代謝、内分泌系に優れた効果があります。

4行政と公衆浴場

インフラストラクチャーの整備と経済の発展、所得の向上により、私たちの生活水準は、大幅に改善されました。一見生活にゆとりがあるようにみうけられますが、はたしてそうでしょうか。

やがて確実にやって来る、高齢化社会。そこに重大な、恐れるべき社会状況が予想されます。

出生率の低下により、社会保障費の若年層の負担が、増大してきます。

昨年度の国民総医療費は約20兆円の巨費に達しました。しかも、この医療費の伸び率はGNPの伸び率よりも、上回っています。

本格的な高齢化社会到来により、国民総医療費に占める老人医療費の割合は、さらに一層高くなり、生活の活力を失いつつあり、老人医療費を抑制していくことが、豊かな社会生活を営むことができる、絶対的条件となります。

それにはどうしたら良いでしょうか。答えは病気にかからないことです。これを病気の一次予防と呼びます。

厚生省では、積極的な健康づくり対策「アクティブ80ヘルスプラン」を策定しました。

行政が高齢者を公衆浴場で入浴しやすい政策、たとえば、老人無料診療のような無料入浴制度、安全に入浴できる施設の改装資金の助成、提供、施設従業員の教育などの、諸制度の策定が急務でしょう。

新たな財政負担の増加と思われるかもしれませんが、積極的な健康増進にかかる費用と、病気の治療に要する医療費や、それにともなう患者や家族の、時間的、経済的損失を比較すると、疾病の発生予防をすることが、結果的には、医療費の国民負担を緩和していきます。このような考えかたを、費用便益分析と、いいます。

行政が公衆浴場の確保に、全力をあげて欲しいということは、災害に備えると言うことでもあります。五年前の伊豆大島三原山、最近の雲仙普賢岳の噴火の例のように、一万人もの人が不便な非難生活を送っています。

ニュースの報道を見ても、何日もお風呂に入っていないと、報じています。夏の暑いときに、お風呂に入らないことが、可能でしょうか。幼児にとっては、生死の問題です。体育館や公民館に何百人、何千人、何万人も入浴することができる設備があるのでしょうか。

発生が予想される巨大地震、直下型地震や火山の噴火が起こらないと言える人が、どこにいるでしょうか。

災害は忘れた頃にやって来る、という諺があります。便利で豊かな生活に慣れた人達が、家を失ったために、何十日も入浴できないことが可能でしょうか。伝染病の発生が心配されます。

自治体、電力会社、公衆浴場組合との間で、災害に備えて、上下水、電力の優先的供給と入浴協定を事前に、結んでおくことが必要です。

5他の組合との情報交換

各自治体によって、公衆浴場の助成制度や、公衆浴場の確保に対する意気込みが違うことが、多々感じられます。

各地方自治体の助成制度を集めて、その趣旨や制定までの背景や運動方法、これからの要望など、他の組合との情報交換が必要になります。

目黒廻転式
温水器
オカン・カラン・浴場配管
有限会社
目黒製作所
本　社　川崎市中原区新丸子山王町2丁目1307
TEL044(434)6001㈹
FAX044(434)6002
大阪支社　大阪市西区南堀江1－14－8
TEL06(531)7510
北海道支社　札幌市東区北50条東13丁目
TEL011(751)4490

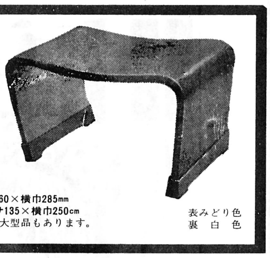

永久腰かけ
構造＝厚さ0.5mmの硬質樹脂板20枚を1枚に溶着
驚異的に強く。美しく。手入れはらくです
営業用として東京・大阪の全浴場で御愛用下さり、知らぬ方なしと申して過言でない逸品であります。
製造元　池島製作所
大阪市生野区林寺3－15－14
TEL　大阪06－716－6489
普通型巾150×高サ160×横巾285mm
小　型　巾130×高サ135×横巾250cm
その他トルコ用の超大型品もあります。
表みどり色
裏　白　色

ロッカー・錠前の専門メーカー
精密度は抜群!!
好評のアフターサービス
ロッカー・下足箱
扇形傘入箱・ベビー台
番台・回転式傘立台
傘入箱・直列式傘立台
ロッカー錠・下足錠・傘錠
ロッカー錠
ダイカスト・アルマイトメッキ製
分解式・盗難防止製

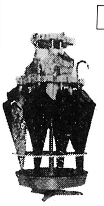

回転式傘立台

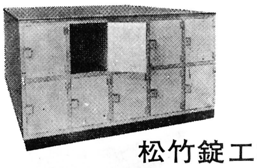

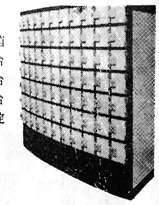

扇形傘入箱

松竹錠工業株式会社
本社　東京都品川区大井4－10－6
工場　東京都品川区戸越3－10－12
電話　本社(771)7477 (771)9687
工場(781)5472 (782)9189

公衆浴場シンボルマーク決定記念
ふれあい湯桶 新発売！

Aタイプ（赤）1色
¥700

Bタイプ（赤・青）2色
¥800（版代¥6,000）

コマーシャル湯桶
A型（360g）
（関東向）
サイズ　228∅×116H（m/m）
B型（260g）
（関西向）
サイズ　218∅×100H（m/m）
A・B共本体は黄色
材質：ポリプロピレン
1ケース60ヶ入り
●見本は組合にあります。

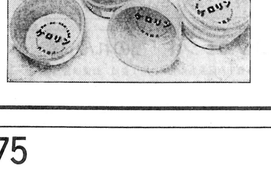

ケロリンP.R湯桶（¥300）もぜひご利用下さい。
有限会社　睦和商事
〒134 東京都江戸川区中葛西2丁目7番地10号（北沢運輸ビル1階）
TEL　03(5696)0591（代表）　FAX　03(5696)0592

環衛業の皆様へ
お店の繁栄に「かんえい公庫資金」を……

活性化貸付
環衛業の体質強化を図るための超低利な融資です。
〔他の融資と別枠で設備資金と運転資金がご利用できます。〕
振興事業貸付
環衛組合に加入されている方々がご利用できる長期・低利の融資です。
〔設備資金と運転資金がご利用できます。〕
一般設備貸付
環衛業を営む方の設備資金にご利用できる融資です。
小企業等貸付
設備資金を無担保・無保証人でご利用できる融資です。
その他
防災・従業員宿舎・災害貸付等の融資があります。
（くわしくは、環衛公庫業務部、代理店（国民金融公庫、民間金融機関等）の窓口または環衛組合、環衛指導センターでおたずねください。）
環衛業のパートナー
環境衛生金融公庫
〒107 東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル内
TEL.03-3582-5416代表　FAX.03-3582-4730

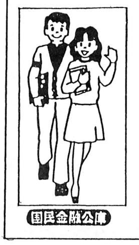

国民金融公庫
国の進学ローン

取り扱い期間	平成3年9月～平成4年4月
ご利用いただける方	高校・短大・大学・専門学校等に進学される方のご父母。 編入学の場合もご利用いただけます。 くわしくは窓口まで。
ご融資額	1進学者あたり150万円以内
ご返済期間	5年以内
利率	年7.7%
保証	財団法人進学資金融資保証基金、または保証人
返済方法	割賦（月賦）またはボーナス併用払い

国民金融公庫　都内支店のご案内

東京支店	☎ 03(553)3441
新宿支店	☎ 03(342)4171
大森支店	☎ 03(761)7551
池袋支店	☎ 03(983)2131
江東支店	☎ 03(631)8171
大手町支店	☎ 03(270)1300
上野支店	☎ 03(881)6175
渋谷支店	☎ 03(464)3311
上野支店	☎ 03(835)1391
板橋支店	☎ 03(964)1811
立川支店	☎ 0425(24)4191
三鷹支店	☎ 0422(43)1151
八王子支店	☎ 0426(46)7711

他人の仕事

岡嶋武夫

自分の仕事は毎回同じ事の繰り返しである。

無意識のうちに行っているが、それなりの工夫がなされているものである。

洗桶を清掃するためにつける薬槽に桶を入れるとき、いつもやっている人が入れるときれいに入るがたまになれない人が入れると必ず入りきらなくなってしまうものである。

他人がやっている仕事は一見簡単そうであるが、いざ自分でやってみるとなかなかむづかしいものである。

理屈ではわかっているが実際はそうはいかない。

例えば、泳げない人はどうして沈むのであろうか、それは一つには浮こうとするあまり、頭を上げてしまうこと。二つには体が緊張して力が入ってしまうことである。頭を上げることをスイカで実験してみると、スイカを少し持ち上げて手をはなしてみると必ず沈んで行くものであり、逆にスイカを水中に押えてみると必ず浮き上るものである。

水面より体が出ると重力が働いて下にさげる力が働くわけである。

又、体が緊張するということは手足に力が入ることであり、その為に肺に入っている空気が出てしまい浮力がなくなるためである。

先日、煙突の修理をたのんだ、業者が見ようとしてハシゴに乗ったらハシゴが傷んで登れないという。

取りあえずハシゴを修理することにした。

ハシゴは上の方が傷んでいる、どうやって修理するのか、建設業者にたのめば、きっと煙突のまわりに井桁状に足場を作り作業するであろう。煙突屋サンはロープを煙突に回し体を固定しロープをせり上げて上の方へ登って行って、傷んだハシゴをはづして新しいハシゴを取り付け下にさがってきて、途中の傷んでいない所で切断してボルト締をして修理してしまう。

まったくうまいものである。

今度は、煙突の状態を良く見て修理することにした。足場を組まなくてはならないし、文字書きもあり、塗装もあるので〇〇万円位かかりますという。

いくらかかろうが傷んでいたのだからしかたがないと思う。今度の足場はきっと井桁の足場だと思ったら体を保持する一本のロープと、荷上げのための滑車のついたロープだけであった。

煙突屋サンの足場とはこのことであった。

文字書きもどのようにするのかと思って見ていると原寸大の文字を書いた紙をところどころ切り目を入れている。この紙を煙突にはりつけて、切り目の所にしるしを付け、紙をはずしてその切り目の所をつなぐ様にすれば文字となってしまう。まったくうまいものである。

紙に書いた字も、写真の引延し機の様なもので、投影し書き取るようである。

煙突の傷みは火をたく関係で内部から傷むものと思うと決してそうではなく、外部の小さなヒビ割れから水が入り、中の鉄筋をサビさせ、膨張によってコンクリートがはく脱してしまうことも傷みの大きな原因である。

又、煙突の一番上にある煙り返しは何のためにあるのか、これは単なるかざりではなく、風が吹いているとき、煙が出ているとその煙が風下の方になびく、その時煙突の風下側に低圧部分ができる。そうなると煙がその流れにそってしまい煙突にそって下におりてしまうことを防ぐ為である。

理想的には煙突の上部は盃の様にジョーゴ形となっているのが良いとのこと。

そういえば、工場の大きな煙突でその様な形のものを見たことがある。

又、ハシゴも取付位置によって傷みがぜんぜん違うもののようである。

風の向きの方向即ち南側や、北側に取りつけているハシゴの傷みはその他の方角についているものよりは数段傷みが早いとのことである。

やはり風によって、煙りの下がり具合がきまっていて、風向きのあるハシゴを傷めることになるようである。

煙突を作る時ハシゴは登りやすい位置につけがちであるが、これも考えておく必要がありそうである。

それにつけても、他人の仕事を良く見ていると思わぬ発見があるものである。

今度煙突を建替える時はハシゴの位置を考えようと思うが、はたして煙突を建替える事ができるであろうか。

（東浴信組常勤理事）

雰囲気が好き

福井サワヱ

昔は水道を引いているところが少なく、家庭にふろはほとんどないので、銭湯は夜おそくまでいっぱいでした。

私が嫁いできた昭和十年代は、まだ着物を着ている人も多かった時代、近所の人たちとその日の出来事を何とはなしにしゃべり合って、地域の憩いの場所になっていました。

家庭にふろができてからも広々とした銭湯は気持ちがいいし、雰囲気が好きなので、ずっと通ってきました。県外からの観光客の姿もよくみかけ、銭湯での会話もはずみます。

浴場余話

大原十六

江戸の火事

江戸の町は、火事が多く、井戸水が不足し、神田上水や玉川上水に頼っていたので、湯屋の数を制限した。

「火事と喧嘩は江戸の花」などと江戸っ子はばからしい自慢をしているが、『江戸自慢』に

> 出火は九月より来年の四月までを最中とす、多き時は一夜五七度、少くも二三度小さきは二三軒より五六町大なるは一里より二里にも至る。

と「江戸自慢」の一つとしてあげている。

北西の季節風がはげしく吹き昊天続きの時期に多く、旧暦で正月から三月頃までが最も多かった、烈風にあほられた火焔は、木造の家屋を焼きつくして天空高く燃え上った。そのため、火の粉が遠方まで降り落ちて、火足は想像を絶する速度で延焼し、その焼失面積は今日からみれば、どうしてこんな処までと驚くばかりである。江戸城の本丸や西丸が焼失することもしばしばであった。

お江戸の中心の日本橋が、幕末までに一〇回も焼け落ちている。また容易に隅田川を飛び越えて延焼するすさまじさである。

天正十八年（一五九〇）から慶応四年（一八六八）まで、家康の江戸打入りから、江戸開城までの間、二七九年の間の大火事として名のある火事を上げると次のようである。

①「振袖火事」明暦三（一六五七）正月十八日、本郷丸山本妙寺より出火。翌十九日大風止まず、小石川鷹匠町から出火、二日続き江戸山の手三ヵ所から出火し、ほとんど江戸全市街や、江戸城はじめ、大名屋敷の大部分を焼き尽した大災害であった。焼失町数五〇〇余、死者一〇万人を越えたという。黒木喬『明暦の大火』は、この大火の放火説を論じ、いろいろ興味深い論述をした上で、本妙寺に火元を引きうけるよう依頼したのは、幕府の都市計画最高責任者であった老中松平伊豆守信綱ではなかったかと疑問を投じ結びとしている。懸案の市街整備をいっきょに実現させようとしたからであろうというのである。

明暦二年に移転申渡しがあった吉原が、この大火の後、その移転が進められ、それまで日本橋堺町の東にあった吉原遊廓が、浅草寺裏の竜泉寺村へ移転した。辺鄙な土地へ移転させる代償として、それまで吉原の営業の妨げとなっていた湯女風呂二〇〇軒余が取りつぶしになり、湯女六〇〇余名が捕えられ吉原へ奴女郎として送りこまれた。

②「お七火事」元和二（一六八二）年十二月二八日、駒込大円寺より出火。下谷、浅草、本所を焼き、神田・日本橋に及ぶ。延長十三里余を焼く。八百屋の娘お七は、恋しい大円寺寺小姓吉三郎に会いたく放火する。この事は芝居などに仕組まれ有名になっている。お七は十六歳といえばたすかるのに、十八歳といったので火炙りの火刑に処せられた。

天和三年三月十八日、同刑のお七ほか五人は、馬に乗せられ、紙のぼりと白木の板に氏名罪状を書いたものを立て、町々を引廻しの上、神田筋違橋で十一日間晒され、二十八日に鈴ヶ森で処刑された。柱に身体をしばりつけ、薪を積みあげて火を放ち焼殺した。

③「勅額火事・半堂火事」元禄十一（一六九八）年九月六日、新橋南鍋町より出火、南風強く、延焼千住に及ぶ。町屋一万八七〇三、三二六町を焼失。東叡山本坊・僧院なども類焼す。

④「水戸様火事」元禄十六（一七〇三）年十一月二十九日小石川水戸邸より出火。西南風強く。本郷、下谷、浅草を焼く。ついて西北の風となり本所、深川に延焼。翌日鎮火。被害多く水戸様火事といわれる。⑤「中小石川馬場火事」享保二（一七一七）年正月二十二日、小石川馬場井出三郎右衛門宅より出火。乾（北西）の風強く大名旗本の邸宅をはじめ町屋二〇〇町余を焼失、死者一〇〇余人を出す。江戸城本丸へも火の粉がかかる。

⑥「明石屋火事、神田火事」宝暦十（一七六〇）年二月六日、神田旅篭町足袋商明石屋嘉兵衛宅出火。日本橋、京橋に延焼。葺屋町、堺町の芝居全焼、新大橋、永大橋落ち人商の被害多し、焼失町数一二六町。平均幅九町、長さ二五町にわたる。この日、西北の風強し。

⑦「目黒行人坂火事」明和九（一七七二）年二月二十九日、目黒行人坂大田寺より出火。西南風強く、麻布、芝から神田、本郷、下谷、浅草に延焼し、千住に達す。類焼は見付八、大名邸一六九、町数九三四町、死者一万四七〇〇人、行方不明四〇六〇人余、大田寺放火犯人として長五郎坊主真秀捕えられ六月火刑となる。

⑧「車町火事、牛町火事」文化三（一八〇八）年三月四日、芝車町家主幸次郎明店より出火。西南風強く、郭内大名小路、京橋、日本橋、神田、浅草に延焼、翌日浅草新堀にて鎮火す。幅平均七町、長さ二里余の大火、町数五三〇余全焼。増上寺五重塔、常盤橋門、東本願寺類焼、焼死者一〇〇〇人を越える。この火事につき『洗湯手引草』に、

> 文化三寅年三月四日、江戸中大火焼原となる。其中にて居風呂湯、所々にて焚始む。番組定て後に薬湯と唱い湯屋に妨げする故、番組湯屋より相手取り御願申上げて取払に相成る。

とある。焼跡へ居風呂などを据へて湯屋稼業をした者が、復興が迫むと、株枠外の薬湯と名を変へ居据らふとしたが、株仲間が訴へ取払いになった。

⑨「佐久間町火事」文政十二（一八二九）年三月二十一日、神田佐久間町材木屋尾張屋徳右衛門の材木小屋より出火。西北風強く日本橋、京橋芝一帯を焼く。幅二町、長さ一里におよぶ。翌朝鎮火。類焼三七万軒、焼死者二八〇〇人余。徳右衛門所払ひとなる。

『洗湯平引草』に、

> 文政十二丑年三月、江戸中大火にて一番二番三番九番右之内の湯屋百三十六軒焼失す。

とある。文化七（一八一〇）年五月、幕府公許となった湯屋十組湯屋仲間の割付によれば、一番組（本町組・堺町組小伝馬町組、東神田組、西神田組）合五組七十六株、二番組（日本橋組、中橋組、京橋組、八丁堀組、霊岸島組合五組八十三株、三番組（芝口組、西久保組・麻布組）合三組四十七株、九番組（小石川組、小日向組、駒込組）合三組四十一株で、総合計二四七株（軒）である。約半数が焼失したことになる。

⑩安政の大地震　安政二（一八五五）年十月二日　夜大地震のため市内各所より出火す。町屋延焼幅二町にして二里十九町におよぶという。主なる火元三十ヵ所あり、町方変死人（地震と火事と合せて）三八九人である。水戸藩士、彰考館総裁の儒者、勤皇家の藤田東湖は母を扶せて自分は倒壊家屋の下に圧死した。

『江戸町人の研究』第五巻の吉原健一郎編の「江戸災害年表にわば、天正十八年（一五九〇）年から慶応四年（一八六八）年の二七九年間に江戸の町に発生した災害は、一八五六件ほどである。その中から代表的な大火災十件をあげた。これに負けず劣らずという大火があるが割愛した。

同表による湯屋からの出火は次の通りの十九件である。

なおさきに引用した『江戸自慢』は、紀州の医師原田某が書残したものを、万延元年、稲垣由恒が書写したものであることを付け加える。

①元禄四（一六九一）年二月河田窪湯屋より出火。元天竜寺加賀屋敷工取場まで延焼。

②正徳六（一七一六）年二月蛸町湯屋より出火するも即刻消火。

③安永八（一七七九）年四月麻布桜田町霞山稲荷隣の湯屋物置より出火、東南風にて三町ほど焼く。

④文化十（一八一三）年二月神田三河町二丁目新通湯屋より出火、北風にて同一～三丁目、皆川町、永富町、松下町、鎌倉町、新革屋町を焼き鎮火。

⑤天保九（一八三八）年四月日本橋小田原町二丁目長三郎店湯屋清吉宅より出火、はじめ南風のち東風にて日本橋、神田一帯を焼失す、幅九町、長二三町といふ。大小名邸数十を類焼す。

⑥天保十年（一八三九）三月北本所表町庄右衛門店湯屋善八宅より出火、中ノ郷、小梅辺を焼き寺島新田まで延焼す。幅三町、長さ七町焼失す。

⑦同年十二月、新宿泰宗寺横丁中ほどの湯屋より出火、新宿を全焼し、飛火して権太原より長者丸・龍土・柳橋辺まで一里余を焼失す。

⑧天保一五（一八四四）七月日本橋田所町湯屋より出火、元大坂町・長谷川町・弥兵衛町・元浜町・油町・高浜町・高砂町に延焼、富沢町河岸にて鎮火す。

⑨嘉永四（一八五一）年七月下谷車町豆腐屋と湯屋境より出火、怪火といふ。

⑩嘉永五（一八五二）年閏二月、日本橋青物町湯屋にてボヤあり。二月、柳原富松町柳湯より出火あり。この年は一月に二三ヶ所の出火もり合せると一〇三件の出火あり、その中には放火六・怪火一がふくまれている

⑪安政三（一八五六）年八月浅草森下真砂町風呂屋島屋吉兵衛より出火、東風のち北風にて幅八間、長さ十間ほど焼失す。

⑫安政四（一八五七）年四月芝宇田川町湯屋物置より出火、西南風にて幅十間、長さ二十五間を焼失す。

⑬万延二（一八六一）年正月本郷金助町新湯と米屋の間より出火、北風にて二町ほど焼失。放火との説あり。

⑭同年二月、内藤新宿中町湯屋より出火、大木戸脇まで幅二十七間、長さ三町十間余を焼き、鎮火す。

⑮文久元（一八六一）年三月、霊岸島町金藤店湯屋茂三郎宅より出火、東風にて幅十間、長さ二十五間余を焼失、白銀町一丁目にて鎮火す。

⑯同年八月　上野領谷三崎町湯屋より出火、南風にて幅四十間長さ五十間余焼失す。

⑰同年十二月、京橋与作屋敷湯屋伊豆屋より出火、西北風にて水谷町・金六町・白魚屋敷・銀座一丁目まで幅三十間、長さ一町余焼失す。火元争いあり。

⑱慶応二（一八六六）年十二月北品川歩行新宿銭湯より出火、北風強く南品川まで長さ九町半ほど焼失す。

⑲慶応三（一八六七）年三月、千住宿小塚原町卯之助地借湯屋渡世万次郎宅より出火、小塚原町旅舎過半数焼失、美濃輪辺延焼す。幅三十間、長さ一町半余焼失す。

つづく

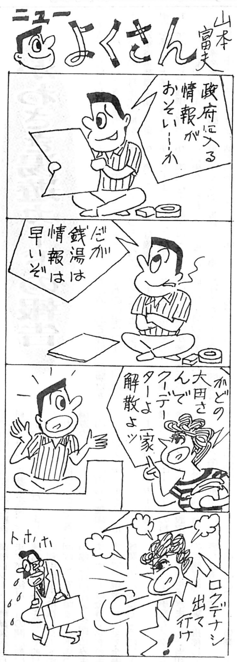
ニュー
よくさん
山本富夫
政府に入る情報がおそい――か
だが銭湯は情報は早いぞ
かどの大田さんでクーデーターよ一家解散よッ
トホホ
ロクデナシ出て行け！

〃松竹温泉災害にお見舞い〃

石原ふじゑ

大阪の松竹温泉の大火災を新聞紙上で知り、心からお見舞申しあげます。

三人のお子さんの大惨事。大切なお子さんを一度に三人も失うという悲しさ、恐ろしさ。身を持って強く感じました。やはり浴場と書いてあり何度も読返しました。

平沢さんご一家の心中をお察しいたしております。おなぐさめの言葉もございません。一日も早く立直ってくださることを心からお祈りいたします。

（俳　句）

夏靴の身軽に入る献血車
目覚めたり夫のかたへに団扇風
昼顔の昼の日射に淡きかな
油虫追いかふ娘のおもしろさ
今年又むくげ明るし無人駅
盆踊り母の手の後此の着物
待合室あまたの口開く扇風機
門前の紅がまぶしい百日紅
小庭辺の茄子のつややか葉陰れに
雷光の青きに見えて城下町

（岐阜県大垣市郭町　きらく湯）

武田勝蔵氏

武蔵工大名誉教授。八月十六日、急性肺炎のため死去。94歳。

四十二年から五年の歳月をかけて「公衆浴場史」の編さんに当たり、合わせて浴場史略年表稿本を刊行。四十七年七月に完成、貴重な資料として保管されている。

葬儀、告別式は八月二十日神奈川県茅ケ崎市新栄町の茅ケ崎斉場でとり行われ、全浴連から高橋元彰常務理事、小林元事務局長が参列し、哀悼の意を表した。自宅は同市東海岸南一ノ二一ノ一六。

浴場経営の近代化に貢献する
ツルカメ
時代の要求にマッチする、
新しい公衆浴場の出現に努力しています。

スチームサウナ
エネルギー消費の少いサウナ、ちょっとした浴室のアクセント、水風呂もつけて客によろこばれます。

バイタル風呂
（麦飯石）水を軟化して気持のよい入浴を約束します。

（S.S型温水器）
●従来製品の風呂釜
温水器、炉過機も省エネ時代に適合するためいろいろ工夫を加えました。
（B型炉過機）

★ ★ ★ ★ ★ ★

営業品目

風呂釜	改築・新築工事	ネオン風呂	電気マッサージ風呂
温水器	冷暖房機工事	バイタル風呂	自動制御工事
炉過機	シャワー工事	サウナ風呂	各種浴場薬品
配管工事	ハイドロ工事		基の他浴場用品一式

鶴亀温水器工業株式会社
本社　大阪市天王寺区寺田町2-2-12　電話 大阪 06(772)5301～9 〒543
東京本社　東京都北区東田端1-4-10　電話 03(894)0580・0381 〒114
東京工場　埼玉県蕨市北町5-5-9　電話 0484(44)8320 〒335

千客萬来
タカラシキ
福のれん
大好評発売中
限定販売

〈タカラシキ〉が心をこめてお届けする"福のれん"。お風呂のイメージをもっと身近に新鮮に仕上げました。"みんなでブクブク""湯上りニコニコ""元気にごしごし"の3種類です。無邪気なかわいい子供たちの姿を通して、人々とのあたたかい心のふれあいの場、銭湯をイメージしてみました。

A「みんなでブクブク」
B「湯上りニコニコ」
C「元気にゴシゴシ」
■サイズ　〈女〉〈男〉　約105cm　約84cm

お申し込み方法
お申し込みは、品番、部数、電話番号を明記の上、当社事業部宛に〈現金書留〉又は、〈郵便振替〉でお送り下さい。受領後ただちに発送致します。
1セット 6,283円（消費税送料込）
2セット　12,051円（消費税・送料込み）
3セット　17,304円（消費税込み）
3セット以上は送料サービス

限定生産
この"福のれん"はお客様間の重複を少なくするため各500セットの限定販売にいたしました。増刷は一切致しませんので品切れの場合はご了承下さい。

株式会社 小島合金
タカラシキ「福のれん」係
〒601 京都市南区東九条札ノ辻町1番地　郵便振替 京都〈5〉-38919
本社(075)661-0001㈹　東京(03)3898-2801㈹
詳しいパンフレットをお送りします。ご希望の方は、お電話下さい。